

森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の 令和5年度活動組織追加募集要項

事業の趣旨及び目的

森林・林業を支える山村の過疎化、高齢化が進むなか、これまで様々な資源の利用等を通じて地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきています。

特に、集落周辺の里山林では藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

本交付金は、このような集落周辺の森林の保全・整備・活用について、地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体などと一緒に活動組織をつくり、森林の保全管理や山村を活性化するための地域活動に要する経費に対し、一定の費用を国等が支援する制度です。

本交付金を活用したい活動組織は、本募集要項に基づき期日までに申請し、協議会により採択されることが必要です。

1 申請にあたっての条件

以下の条件を満たしていれば申請可能です。

○活動組織

- ① 地域住民や森林所有者等、地域の実情に応じた方（3名以上）で構成されていること
- ② 国の実施要領に基づいた活動組織運営規約が定められ区分経理がされていること
- ③ 千葉県内に事務所を置いていること
- ④ 代表者が定められていること（代表者は会計責任者を兼ねることはできません）
- ⑤ 国の要領等に定められている書類の調製・整備と事業終了後も定められた期間書類等の保管ができること

○対象森林

- ① 活動面積は0.1ha以上であること
- ② 活動組織と森林所有者とで利用協定を締結していること
・森林所有者と利用協定を締結していれば、学校林や公有林でも活用が可能です。
- ③ 森林経営計画（以下「計画等」という。）が策定されていない森林であること
・現在、計画等が策定されていない森林であっても、活動組織が行う事業実施期間内に計画等が策定予定の森林は交付金の対象外です。計画等の策定状況については、市町村及び森林所有者の方に必ず確認してください。

2 交付メニュー

- 地域環境保全タイプ：集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、高密度に侵入した竹林の整備・駆除に向けた取組
- 森林資源利用タイプ：間伐材、シイタケ原木生産等の未利用資源の利活用活動
- 森林機能強化タイプ：歩道・作業道・鳥獣害防止柵の作設・補修活動
- 関係人口創出・維持タイプ：会員ではない地域外関係者（活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域外に居住する者）が1度に10人以上が来て、作業（活動）を手伝うための調整、事前準備、当日の支援などの活動

3 交付対象となる活動

別表1のとおり

4 交付金の使途

別表2のとおり

5 交付単価

別表3のとおり

6 採択要件

申請書類が以下の要件を満たしていれば、申請は採択されます。ただし、予算の都合で申請額満額を採択できない場合がありますので予めご了承ください。

本交付金申請に際しての申請書類様式及び採択の要件については、林野庁が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」(H25.5.16 制定 25 林整森第 74 号) 及び地域協議会が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の運用について」等を読み、申請前にご確認ください。

○林野庁（実施要領等） <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

○地域協議会（要領の運用について） <http://chiba-satoyama.net/kyogikai/>

[要件]

- (1) 活動が計画されている地域を所管する市町村が申請者の活動計画書をもとに、本交付金による支援の有効性を確認していること
- (2) 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自律的、継続的に活動できること
- (3) 毎年1回以上の安全講習の実施及び傷害保険への加入、安全装備の整備を行うことにより一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること
- (4) 活動計画書を作成し3年以上の継続した活動を行うこと
3年間の活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。
- (5) 活動計画書に、活動の目標、活動結果のモニタリング調査方法及び活動の持続性向上に向けた取組が記載されていること
- (6) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、提出すること
- (7) 活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書（実施要領 別紙2様式9号）を作成していること
活動終了後おおむね5年を経過するまでの間は交付金事業を実施した森林を森林以外の用途に転用する行為や立木の全面伐採除去等を行わないように明記し、森林所有者の同意を得る必要があります。

協定期限が活動計画期間を満たしている場合

協定書に追加、変更などをお願いします。

変更協定書例をHPにアップする予定です。

※ 協定期限が活動計画期間を満たしていない場合（資源利用タイプへの変更）

新規に活動を始める場合、HPの協定書を利用ください。

[注意事項]

- (1) 上記要件(1)に記載の「市町村が～有効性を確認していること」については、協議会事務局から関係市町に確認を行うので、申請者自身で行う必要はありません
- (2) 交付対象となる森林の面積は、実際に活動を行う箇所の面積です。協定を締結した森林の面積ではありません。また、協議会事務局が行う現地の調査に伴い活動タイプや面積が変更となる場合があります。
- (3) 交付決定額は上限額です。最終的な交付額は、活動終了後に提出していただく活動記録及び金銭出納簿、及び現地確認結果等をもとに算定した金額となり、活動実績に応じては減額となることがあります。
活動記録や作業写真、領収書等の証明書類のない経費については交付の対象外です。
- (4) 令和2年度又は3年度に採択された活動組織についても再度採択申請手続きが必要です。(活動森林、活動計画等に変更の無い場合は提出書類の一部を省略できます。)
- (5) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)」については、農林水産省のHPをご確認ください。
URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>
- (6) 同一活動地で同一活動タイプを4年以上継続する場合は、原則として4年目以降の活動について申請は採択されません。
- (7) 活動計画の内容に沿わない活動が行われたり活動期間中又は活動終了後5年以内に活動森林が転用されたりするなどといった交付金の不適切な使用に対しては、交付金の返還を求めます。採択された場合は返還することにならないよう適切に活動してください。

7 事業期間

事業採択通知日から令和6年2月29日まで。
採択通知日は、10月中旬～下旬を予定しています。

8 申請手続きの流れ

- (1) 申請を希望する活動組織は、活動森林のある市町村の担当課に以下についてお問い合わせ及びご相談ください。
 - ①その市町村で本交付金事業を実施しているか。
 - ②事業を実施したい森林において森林経営計画等が策定されているか。
 - ③その他、森林法等において土地利用上の制約がないか。
 - ・現況が森林であっても、地目が「農地」の場合は原則として対象外です。
- (2) 新規申請の活動組織は、千葉県里山林保全推進地域協議会にも同時に連絡し、あらかじめご相談ください。
- (3) 申請書類を作成し、期限までに定められた提出先に郵送してください。
様式は地域協議会のホームページよりダウンロードできます。
- (4) 提出書類一覧
「令和5年度交付金申請に係る手引き」に記載のとおりです。

9 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年9月30日(必着)
- (2) 提出先 活動が計画されている地域を所管する市役所・町村役場

10 その他

- (1) 申請書類等を基に、活動目的や活動内容等が国実施要領等に照らし適当と認められるか審査を行います。結果はすべての申請者に通知します。審査にあたっては活動計画が本交付金の趣旨及び目的に則したものととも、以下の点に留意して採択額を決定します。
 - ① 活動面積、延長
実施体制、実績、活動地の林況などを勘案し、無理なく実施できる可能性が高い面積、延長であること。
* 3年間のそれぞれの年度の活動面積を当初計画書に記載することが基本ですが、次年度以降に面積を増やすことも状況により可能です。
 - ② 資機材等
 - ・新規団体の申請を優先する。
 - ・活動タイプの変更により必要性の生じた資機材を優先する。
 - ・チェーンソー、刈払い機等の森林整備に必要性の高い資機材を優先する。
 - ・活動に必要な作業種、所有する資機材の実態を踏まえて、必要かつ効率的と判断されるものとする。
 - * その後のメンテナンスも考えて購入先を検討下さい。
- (2) 交付決定額(採択通知書に記載の額)は、審査の結果、採択申請した額より減額となる場合があります。
- (3) 採択申請書等の書類については、地域協議会より国及び県(森林課及び林業事務所)に情報提供を行いますのでご了承ください。
- (4) 申請書類の作成にあたっては、様式記載例やQ&A等を参考にしてください。関係文書は地域協議会ホームページ等から確認できます(適時更新をしているため最新のものなのか確認してください)。

11 本交付金に関するお問合せ先

千葉県里山林保全整備推進地域協議会事務局

電話 0438-62-8895

住所 299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号580-148

(NPO法人ちば里山センター内)

URL <http://chiba-satoyama.net/kyogikai> (様式、記載例及びQ&A等)

※本交付金事業は各都道府県において林野庁に承認された地域協議会が国等からの交付金を受け、活動組織に対する交付金の交付を行っています。

(別表1) 交付対象となる活動

メニュー	対象活動
①活動計画作成費 (初年度のみ)	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ	
②里山林保全	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
③竹林整備等	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
④森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
⑤森林機能強化タイプ	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り
⑥関係人口創出・維持タイプ	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、受け入れ時の補助・指導、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
⑦資機材の購入	上記②～⑥の実施に必要な機材及び資材及び施設の購入・設置・賃借(賃借は、関係人口創出・維持タイプに限る。)

※1 活動組織あたりの交付金の上限は、①～⑦合計で500万円/年です。

※②～④は同年度に同一箇所重複させることはできません。活動対象森林を主たる取り組みのタイプごとにエリアに分け、それぞれのエリアの面積に、対応するタイプの交付単価を適用します。

※サイドメニュー(⑤～⑦)のみの申請はできません。メインタイプ(②～④)と組み合わせる場合のみ申請可能です。

※森林機能強化タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。

※関係人口創出・維持タイプの活動は、地域外関係者の参加を得て活動することが、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。

(別表2) 交付金の使途

メニュー	使途
①～⑦	人件費（地域協議会で別に定める額を上限とします）、燃油代、傷害保険、車両リース代等賃借料、ヘルメット・手袋・安全ベルト・安全靴・防護具・なた・のこぎり・替え刃・目立て道具、フェリングレバー、クワ、シャベル等
⑧	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、苗木、土留め柵等資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器 ※パソコン、デジカメ、発電機、防寒服等著しく汎用性の高い機材は対象外

(別表3) 交付単価（令和4年度）

区 分	交付単価（上限）	
	国	県及び一部市町
① 活動推進費	112,500 円	18,750 円
② 地球環境保全タイプ （里山林保全）	120,000 円/ha	20,000 円/ha
③ 地球環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）	285,000 円/ha	47,500 円/ha
④ 森林資源利用タイプ	120,000 円/ha	20,000 円/ha
⑤ 森林機能強化タイプ	800 円/m	100 円/m
⑥ 関係人口創出・維持タイプ	50,000 円	8,300 円
⑦ 資機材・施設の整備	購入額の 1/2 以内	対象外
	購入額の 1/3 以内	
	賃借料の 1/3 以内	

注1：交付金の最低面積は0.1ha、また、最低交付延長は1m

注2：②・③・④は、申請者の活動計画書上の取組年数によって交付単価が変動します。

注3：本交付金には国・県のほか一部市町村も、当該市町村内で活動する活動組織に交付を行う場合もあります。

注4：⑦の資機材うち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は購入額の1/3以内とする。

注5：⑦のうち、賃借料の1/3以内を交付するものは、⑥の活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合とする。